本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、七五一円	一三、二八七円
二十歳以上二十五歳未満	五、三三三円	一三、二八七円
二十五歳以上三十歳未満	五、八九四円	一三、九五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、二三三円	一六、四五六円
三十五歳以上四十歳未満	六、六五四円	一九、一五七円
四十歳以上四十五歳未満	六、八九三円	二一、二七九円
四十五歳以上五十歳未満	七、〇三一円	二四、二六九円
五十歳以上五十五歳未満	六、七九二円	二五、六三〇円
五十五歳以上六十歳未満	六、一九一円	二四、九七六円
六十歳以上六十五歳未満	五、〇〇九円	二〇、二九七円
六十五歳以上七十歳未満	三、九二〇円	一五、五五八円
七十歳以上	三、九二〇円	一三、二八七円

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十五号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十九号（地方公務員災害補償法第三十六条第二項第二号並びに地方公務員災害補償法施行規則附則第三条の三第一項及び第二項並びに附則第五条の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

別表第一中

「平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで | 一・二〇 」を

「平成三年四月一日から平成四年三月三十一日まで | 一・二一 」に、

「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | 一・〇〇 」を

「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで | 一・〇一 」に、

「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 一・〇〇 」を

「平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 一・〇一 」に

改め、同表に次のように加える。

「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 一・〇〇 」

別表第二中

「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 一・〇〇 」を

「平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで | 一・〇一 」に、

「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 一・〇〇 」を

「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 一・〇一 」に

改め、同表に次のように加える。

「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで | 一・〇〇 」

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金及び障害補償年金差額一時金については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十六号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第三十条の二第一項の規定に基づき、平成八年自治省告示第九十五号（地方公務員災害補償法第三十条の二第一項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗

本則の表常時介護を要する状態の項下欄中「十万四千九百五十円」を「十万五千百三十円」に、同項中欄及び下欄中「五万七千三十円」を「五万七千百十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項下欄中「五万二千四百八十円」を「五万二千五百七十円」に、同項中欄及び下欄中「二万八千五百二十円」を「二万八千五百六十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十九年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

○総務省告示第百十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、地方独立行政法人法施行規則（平成十六年総務省令第五十一号）第一条第三項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第二百二十一号（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日

総務大臣　山本　早苗